

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常陸太田市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

常陸太田市長

公表日

令和4年2月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	予防接種法、母子保健法、健康増進法に基づき、市民の健康づくりのための事業を行うにあたり特定個人情報ファイルを以下の事務に使用する。 1 予防接種法に基づく予防接種に関する事務 ①予防接種の実施、予防接種情報の管理、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付及び実費徴収に関する事務 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種に関する事務 ①予防接種の実施及び予防接種情報の管理に関する事務 2 母子保健に関する事務 ①保健指導の実施に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③健康診査の実施に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児訪問指導の実施に関する事務 3 健康診査等の健康増進事業の実施に関する事務 4 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 なお、妊娠届及びその添付書類については、窓口での受領のためのサービス検索・電子申請機能を経由して受領することができる。また、マイナポータルのお知らせ機能を利用した通知を行うことができる。
③システムの名称	健康管理システム、共通宛名システム、住民記録システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
住民健診ファイル、共通宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一10、49、76、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第40条、第54条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2, 16の3, 69の2, 102の2, 115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 12条の2, 第12条の2の2, 第59条の2, 第38条の3, 第50条, 第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2, 17, 18, 19, 26, 56の2, 69の2, 70, 87, 102の2, 115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2, 第19条, 第30条, 第38条の3, 第39条, 第44条, 第50条, 第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康づくり推進課・子ども福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	常陸太田市 企画部企画課 茨城県常陸太田市金井町3690番地 0294-72-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	常陸太田市 総務部総務課 茨城県常陸太田市金井町3,690番地 0294-72-3111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月5日	評価書名	健康管理(健康増進法)に関する事務基礎項目評価書	健康管理に関する事務基礎項目評価書	事前	子育てワンストップサービス導入に伴う電子申請による取り扱いを開始するため。※システム稼働は平成30年2月1日から
平成29年12月5日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	常陸太田市は、健康管理(健康増進法)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	常陸太田市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	子育てワンストップサービス導入に伴う電子申請による取り扱いを開始するため。※システム稼働は平成30年2月1日から
平成29年12月5日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	健康管理(健康増進法)に関する事務	健康管理に関する事務	事前	子育てワンストップサービス導入に伴う電子申請による取り扱いを開始するため。※システム稼働は平成30年2月1日から
平成29年12月5日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	健康増進法、母子保健法、予防接種法に基づき、市民の健康づくりのための各事業を行うにあたり、特定個人情報ファイルを以下の事務に使用する。 ①各種がん検診、生活習慣病予防健診、妊婦乳幼児健診、予防接種の対象者把握及び通知の発送 ②健(検)診受診者、予防接種済者の結果把握及び指導 ③各助成事業(養育医療費、不妊治療費、不育症治療費)における住民記録の照会	健康増進法、母子保健法、予防接種法に基づき、市民の健康づくりのための各事業を行うにあたり、特定個人情報ファイルを以下の事務に使用する。 ①各種がん検診、生活習慣病予防健診、乳幼児健診、予防接種の対象者把握及び通知の発送 ②健(検)診受診者、予防接種済者の結果把握及び指導 ③各助成事業(養育医療費、不妊治療費、不育症治療費)における住民記録の照会 ④妊娠届出者の把握、妊婦健診結果の把握及び指導	事前	子育てワンストップサービス導入に伴う電子申請による取り扱いを開始するため。※システム稼働は平成30年2月1日から
平成30年11月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 中嶋 みどり	課長	事後	様式改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先における部署名	政策企画部情報政策課	企画部企画課	事後	組織改正
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1.対象者数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年3月31日時点	平成31年1月15日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	様式改正
令和1年12月18日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項, 別表第一10・49・76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第13条, 第19条, 第30条, 第39条, 第44条	・番号法第9条第1項, 別表第一10・49・76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条, 第40条, 第54条	事後	
令和1年12月18日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7項, 別表第二18・26・56-2・70・87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第13条, 第19条, 第30条, 第39条, 第44条	・番号法第19条第7項, 別表第二18・26・56-2・69-2・70・87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第13条, 第19条, 第30条, 第38条の3, 第39条, 第44条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月18日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	健康増進法、母子保健法、予防接種法に基づき、市民の健康づくりのための各事業を行うにあたり、特定個人情報ファイルを以下の事務に使用する。 ①各種がん検診、生活習慣病予防健診、乳幼児健診、予防接種の対象者把握及び通知の発送 ②健(検)診受診者、予防接種済者の結果把握及び指導 ③各助成事業(養育医療費、不妊治療費、不育症治療費)における住民記録の照会 ④妊娠届出者の把握、妊婦健診結果の把握及び指導	予防接種法、母子保健法、健康増進法に基づき、市民の健康づくりのための事業を行うにあたり特定個人情報ファイルを以下の事務に使用する。 1、予防接種に関する事務 2、母子保健に関する事務 ①保健指導の実施に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③健康診査の実施に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児訪問指導の実施に関する事務 3、健康診査等の健康増進事業の実施に関する事務 なお、妊娠届及びその添付書類については、窓口での受領のためのサービス検索・電子申請機能を経由して受領することができる。マイナポータルのお知らせ機能を利用した通知を行う	事後	
令和2年10月23日	IIしきい値判断項目 1.対象者数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月15日時点	令和2年1月30日	事後	
令和2年10月23日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項、別表第二18・26・56-2・69-2・70・87の項	番号法第19条第7項、別表第二16-2・16-3・17・18・19・26・56-2・69-2・70・87の項	事後	
令和3年2月26日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一10・49・76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第40条、第54条	・番号法第9条第1項、別表第一10・49・76・93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第40条、第54条、第67条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7項, 別表第二18・26・56-2・69-2・70・87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第13条, 第19条, 第30条, 第38条の3, 第39条, 第44条	・番号法第19条第7項, 別表第二16-2・16-3・17・18・19・26・56-2・69-2・70・87・115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第13条, 第19条, 第30条, 第38条の3, 第39条, 第44条, 第59条の2	事後	
令和3年2月26日	5.評価実施機関における担当部署 ①担当部署	保健福祉部健康づくり推進課	保健福祉部健康づくり推進課・子ども福祉課	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	予防接種法、母子保健法、健康増進法に基づき、市民の健康づくりのための事業を行うにあたり特定個人情報ファイルを以下の事務に使用する。 1、予防接種に関する事務 2、母子保健に関する事務 ①保健指導の実施に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③健康診査の実施に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児訪問指導の実施に関する事務 3、健康診査等の健康増進事業の実施に関する事務 なお、妊娠届及びその添付書類については、窓口での受領のためのサービス検索・電子申請機能を経由して受領することができる。マイナポータルのお知らせ機能を利用した通知を行うことができる。	予防接種法、母子保健法、健康増進法に基づき、市民の健康づくりのための事業を行うにあたり特定個人情報ファイルを以下の事務に使用する。 1 予防接種法に基づく予防接種に関する事務 ①予防接種の実施、予防接種情報の管理、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付及び実費徴収に関する事務 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種に関する事務 ①予防接種の実施及び予防接種情報の管理に関する事務 2 母子保健に関する事務 ①保健指導の実施に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③健康診査の実施に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児訪問指導の実施に関する事務 3 健康診査等の健康増進事業の実施に関する事務 4 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 ①ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 なお、妊娠届及びその添付書類については、窓口での受領のためのサービス検索・電子申請機能を経由して受領することができる。また、マイナポータルのお知らせ機能を利用した通知を行う。	事後	新型コロナワクチン接種事務の追加に伴う改正
令和3年8月31日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	健康管理システム、共通宛名システム、住民記録システム、中間サーバー	健康管理システム、共通宛名システム、住民記録システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	新型コロナワクチン接種事務の追加に伴う改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項, 別表第一10・49・76・93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条, 第40条, 第54条, 第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項, 別表第一10・49・76・93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条, 第40条, 第54条, 第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	新型コロナワクチン接種事務の追加に伴う改正
令和3年8月31日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7項, 別表第二16-2・16-3・17・18・19・26・56-2・69-2・70・87・115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第13条, 第19条, 第30条, 第38条の3, 第39条, 第44条, 第59条の2	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2, 16の3, 69の2, 115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2, 第12条の2の2, 第59条の2, 第38条の3, 第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2, 17, 18, 19, 26, 56の2, 69の2, 70, 87, 115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2, 第19条, 第30条, 第38条の3, 第39条, 第44条, 第59条の2	事前	令和3年9月1日施行される番号法の改正等に伴う変更
令和3年8月31日	5.評価実施機関における担当部署 ①担当部署	保健福祉部健康づくり推進課・子ども福祉課	保健福祉部健康づくり推進課・子ども福祉課・ワクチン接種推進室	事後	新型コロナワクチン接種事務の追加に伴う改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象者数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月30日	令和3年6月30日	事後	
	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項, 別表第一10, 49, 76, 93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条, 第40条, 第54条, 第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項, 別表第一10, 49, 76, 93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条, 第40条, 第54条, 第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	番号法の条ずれに伴う改正
	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2, 16の3, 69の2, 115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 12条の2, 第12条の2の2, 第59条の2, 第38条の3, 第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2, 17, 18, 19, 26, 56の2, 69の2, 70, 87, 115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2, 第19条, 第30条, 第38条の3, 第39条, 第44条, 第59条の2	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2, 16の3, 69の2, 102の2, 115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 12条の2, 第12条の2の2, 第59条の2, 第38条の3, 第50条, 第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2, 17, 18, 19, 26, 56の2, 69の2, 70, 87, 102の2, 115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2, 第19条, 第30条, 第38条の3, 第39条, 第44条, 第50条, 第59条の2	事後	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務の追加に伴う改正
	5.評価実施機関における担当部署 ①担当部署	保健福祉部健康づくり推進課・子ども福祉課・ワクチン接種推進室	保健福祉部健康づくり推進課・子ども福祉課	事後	組織改正